

入札説明書

福岡県が発注する県立学校無線アクセスポイント移設・増設工事に係る入札公告（工事）に基づく一般競争入札等については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

1 公告日

令和7年8月13日

2 工事名

県立学校無線アクセスポイント移設・増設工事(3)

3 工事場所

小郡高等学校外42箇所

4 工事内容

電気通信設備工事一式（高等学校・特別支援学校（普通教室・特別教室（無線アクセスポイント1,883個））の増設・移設他電気通信工事）

5 工期

契約締結の日から令和8年3月31日まで

6 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

入札手続及び工事に関すること

〒812-8575 福岡県福岡市博多区東公園7番7号

福岡県教育庁教育総務部施設課財産・情報基盤係（県庁行政棟4階）

Tel（代表）092-651-1111 内線5404

（直通）092-643-3880

7 工事の発注方式

(1) 本工事は、入札時に施工計画等に関する技術資料を受け付け、価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定する総合評価方式（簡易型）の対象工事である。

(2) 本工事は、最低制限価格制度を適用せず、低入札価格調査制度を適用する。

(3) 本工事は、低入札価格調査の対象となる調査基準価格（以下「調査基準価格」という。）及び失格基準価格（以下「失格基準価格」という。）を設けている。なお、詳細は「福岡県建設工事低入札価格調査試行要領」（以下「低入札価格調査試行要領」という。）による。

(4) 本工事において、建設業法第26条第3項第1号の規定の適用を受ける主任技術者等（以下、「専任特例1号技術者」という。）を配置する場合は、監理技術者制度運用マニュアルに定められる資格要件等を満足するものとし、かつ以下の要件をすべて満たすこと。

ア 各工事の請負金額が1億円未満（建築一式工事は2億円未満）であること。

イ 工事の工事現場間の距離が、同一の専任特例1号技術者がその1日の勤務時間内に巡回可能なものであり、かつ当該工事現場と他の工事現場との間の移動距離がおおむね片道2時間以内であること。

ウ 下請け次数が3を超えていないこと。

エ 当該建設工事に置かれる専任特例1号技術者との連絡その他必要な措置を講ずるための者（以下、「連絡員」という。）を現場に置くこと。なお、土木一式工事又は建築一式工事の場合の連絡員は、当該工事と同業種の建設工事に関し、1年以上の実務経験を有すること。

オ CCUS等により、専任特例1号技術者が遠隔から現場作業員の入退場が確認できる措置を講じていること。

カ 人員の配置の計画書を作成し、現場着手前に監督員に提出したうえで、工事現場ごとに備えおくこと。

キ 専任特例1号技術者が、当該工事現場以外の場所から当該工事現場の状況の確認をするために必要な映像及び音声の送受信が可能な情報通信機器（スマートフォン等）が設置され、当該機器を用いた通信を利用することが可能な環境が確保されていること。

ク 兼務する工事の数は2件を超えないこと。

- (5) 本工事において、建設業法第26条の5の規定の適用を受ける営業所技術者又は特定営業所技術者（以下、「営業所技術者等」という。）が工事現場の主任技術者等を兼務することについては、監理技術者制度運用マニュアルに定められる資格要件等を満足するものとし、かつ以下の要件をすべて満たすこと。

ア 営業所技術者等が置かれている営業所において、請負契約が締結された建設工事であること。

イ 工事の請負金額が1億円未満（建築一式工事は2億円未満）であること。

ウ 営業所と工事現場の距離が、同一の営業所技術者等がその1日の勤務時間内に巡回可能なものであり、かつ営業所から当該工事現場との間の移動距離がおおむね片道2時間以内であること。

エ 下請け次数が3を超えていないこと。

オ 当該建設工事に置かれる営業所技術者等との連絡その他必要な措置を講ずるための者（以下、「連絡員」という。）を現場に置くこと。なお、土木一式工事又は建築一式工事の場合の連絡員は、当該工事と同業種の建設工事に関し、1年以上の実務経験を有すること。

カ CCUS等により、営業所技術者等が遠隔から現場作業員の入退場が確認できる措置を講じていること。

キ 人員の配置の計画書を作成し、現場着手前に監督員に提出したうえで、工事現場ごとに備えおくこと。

ク 営業所技術者等が、当該工事現場以外の場所から当該工事現場の状況の確認をするために必要な映像及び音声の送受信が可能な情報通信機器（スマートフォン等）が設置され、当該機器を用いた通信を利用することが可能な環境が確保されていること。

ケ 兼務する工事の数は1件を超えないこと。

- 8 入札参加資格（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。）

電気通信工事について、「福岡県が施工する建設工事の請負契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格」（令和5年12月福岡県告示第805号）に定める資格を得ている者（令和7年度福岡県建設工事競争入札参加資格名簿登載者）

- 9 入札参加条件（地方自治法施行令第167条の5の2の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。）

令和7年8月27日（水）現在において、次の条件を満たすこと。

なお、開札時点においても同条件を満たすこと。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4に該当する者ではないこと。

(2) 福岡県建設工事に係る建設業者の指名停止等措置要綱（昭和62年6月30日総務部長依命通達）に基づく指名停止（以下「指名停止」という。）期間中でないこと。なお、指名停止期間中でないことは、入札参加申込受付の期限日から落札決定の日までの期間中に指名停止を受けていないことをいう。

(3) 福岡県建設工事競争入札参加者の格付及び選定要綱（昭和54年9月22日総務部長依命通達）第7条第2項の規定に基づく措置期間中でないこと。

(4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立がなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立がなされている者でないこと（更生手続開始の決定後又は再生手続開始の決定後、手続開始決定日以降の日を審査基準日とする経営事項審査に基づく入札参加資格者名簿の登載者を除く。）

(5) 当該工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本・人事面において関連がある建設業者でないこと。

(6) 電気通信工事について、入札参加資格者名簿の業者等級別格付がA等級であること。

(7) 建設業法第3条第1項に規定する営業所のうち主たる営業所を、福岡県内に有すること。

(8) 電気通信工事業について、建設業法第15条の規定による特定建設業の許可を受けている

こと。

(9) 平成 22 年度以降に元請として、次のいずれかの工事を施工した実績（共同企業体による施行については、出資割合が 20%以上の工事に限る。）を有すること。

ア 無線アクセスポイントを 10 個以上新設、移設、更新または増設工事

イ 建築物の改造又は改修にかかる 3,000 万円以上の電気通信工事

(10) 電気通信工事業について、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有するものを監理技術者として契約工期開始日から当該工事に専任で配置できること。ただし、建設業法第 26 条第 3 項第 2 号の規定の適用を受ける監理技術者（以下、「監理技術者（専任特例 2 号）」という。）を契約工期開始日から当該工事に配置できる場合及び現場説明書に専任を要しない期間の定めがある場合は、この限りではない。

(注意)

専任の監理技術者又は監理技術者（専任特例 2 号）は、所属建設業者と入札申込日以前に 3 ヶ月以上直接的かつ恒常的な雇用関係があること。また、建設業法第 7 条第 1 号に該当する経営業務の管理責任者又は同法第 7 条第 2 号若しくは第 15 条第 2 号の規定による営業所における専任の技術者でないこと。

(11) 本工事において、監理技術者（専任特例 2 号）の配置を行う場合は以下のア～ケの要件をすべて満たさなければならない。

ア 監理技術者（専任特例 2 号）の行うべき職務を補佐する者（以下、「監理技術者補佐」という。）を専任で配置すること。

イ 監理技術者補佐は、一級施工管理技士補又は一級施工管理技士等の国家資格者、学歴や実務経験により監理技術者の資格を有する者であること。なお、監理技術者補佐の建設業法第 27 条の規定に基づく技術検定種目は、監理技術者（専任特例 2 号）に求める技術検定種目と同じであること。

ウ 監理技術者補佐は入札参加者と直接的かつ恒常的（3 カ月以上）な雇用関係にあること。

エ 同一の監理技術者（専任特例 2 号）が配置できる工事の数は、本工事を含め同時に 2 件までとする。（ただし、同一あるいは別々の発注者が、同一の建設業者と締結する契約工期の重複する複数の請負契約に係る工事であって、かつ、それぞれの工事の対象となる工作物等に一体性が認められるもの（当初の請負契約以外の請負契約が随意契約により締結される場合に限る。）については、これら複数の工事を一の工事とみなす。）

オ 監理技術者（専任特例 2 号）が兼務できる工事は、福岡県内の工事（県発注工事に限らない。）でなければならない。

カ 監理技術者（専任特例 2 号）は、施工における主要な会議への参加、現場の巡回及び主要な工程の立会等の職務を適正に遂行しなければならない。

キ 監理技術者（専任特例 2 号）と監理技術者補佐との間で常に連絡が取れる体制であること。

ク 監理技術者補佐が担う業務等について、明らかにすること。

ケ 現場の安全管理体制について、監理技術者（専任特例 2 号）が統括安全衛生責任者を兼ねていないこと。

(12) 簡易な施工計画が適切であること。適切であるとは、必要事項の記載があり、かつ、発注者が示す課題を逸脱したものではないことをいう。

10 設計業務等の受託者等

(1) 9 (5) の「当該工事に係る設計業務等の受託者」とは、次に掲げる者である。

・ NTT 西日本株式会社九州支店

(2) 9 (5) の「当該受託者と資本・人事面において関連がある建設業者」とは、次のいずれかに該当するものである。

ア 当該受託者又は建設業者が法人税法上の同族会社であって、一方が他の一方の同族会社の判定基準となる場合における当該建設業者

イ 当該受託者及び建設業者がいずれも法人税法上の同族会社であって、両者の同族会社の判定基準となる者が重複する場合における当該建設業者

ウ 建設業者の代表権を有する役員が当該受託者の代表権を有する役員を兼ねている場合における当該建設業者

11 総合評価に関する事項等

(1) 評価項目と評価基準

別表1の各評価項目について、評価基準に基づき評価し加算する。

(2) 総合評価の方法

「9 入札参加条件」を満たす入札参加者全てに標準点（100点）を与え、さらに上記(1)により評価した評価項目について、0点から10点の範囲で加算点を加えたものを技術評価点とし、さらに、低入札価格調査基準比較価格以上で入札した者には施工体制評価点（1.0点）を与え、その合計点を入札価格で除して得られた評価値により行う。評価基準は別表1のとおり。

標準点+加算点=100点+（0～10点）

評価値=【標準点+加算点+施工体制評価点（0点又は1.0点）】／【入札価格】

なお、落札者の決定方法は24(1)による。

(3) 評価内容の担保

受注者の責により入札時の評価内容が満足出来ない場合、工事成績評定点の減点を行う。減点数は下記のとおりとする。

ア 簡易な施工計画に記載された内容については、履行状況の検査を行う。

簡易な施工計画に記載された内容が満足出来ない場合、1項目ごとに5点減点し、満足出来ない項目が2項目を越える場合は、指名停止を行う場合がある。

イ 配置予定技術者の途中交代が認められた場合で、入札時の「配置予定技術者の技術力」の得点が満足出来ない場合、5点減点する。

(4) 配置予定技術者の評価について

配置予定技術者を2名登録した場合は、評価の低い者を加算点の対象とする。

(5) 簡易な施工計画の作成方法及び留意事項

簡易な施工計画の課題を下表に示す。

本工事を施工するにあたり、次に掲げる発注者が指定した課題に対して、課題の趣旨や現場の状況を踏まえ、具体的で有効な施工方法、施工上の工夫を記載すること。

なお、様式第4号の5の別紙「「簡易な施工計画」作成に関する注意事項」をよく読んで作成すること。

また、提出を行う簡易な施工計画の作成にあたっては、当該入札に参加しようとする他の入札参加者といかなる相談・協議等を行ってはならない。

課題1	維持管理に配慮した施工上の工夫について
趣旨	本工事では、教室や天井・パイプシャフト内に無線アクセスポイントに関する機器、配管、配線が多数設置されることから、使用開始後の適切な維持管理のための保守や修繕作業に配慮した施工が求められる。

12 契約条項等を示す場所及び日時

(1) 縦覧期間

縦覧期間は、公告日から開札日までの毎日（ただし、福岡県の休日を定める条例（平成元年福岡県条例第23号）第1条に規定する休日（以下「県の休日」という。）を除く。）、午前9時00分から午後5時00分までとする。

(2) 設計図面の配布

設計図面については、公告日から開札日までの県の休日を除く毎日、6の部局より配付する。希望者は、申請様式「設計図面データの配布について」に必要事項を記入の上、FAXにより申し込んだ後に受け取ること。

13 仕様等に関する質問及び回答

(1) 質問書の受付

仕様等に対する質問がある場合には、次に従い、別紙「質問書」により提出すること。

ただし、質問の内容が、簡易な施工計画の評価に関するものについては、回答を行わない。

ア 提出方法

別紙「質問書」に必要事項を記載のうえ、持参又は電子メールにより提出すること。

イ 提出場所

6 の部局とする。

なお、電子メールの場合は、「koumunwkanri@pref.fukuoka.lg.jp」へ送付すること。

ウ 受領期間

令和7年8月14日（木）から令和7年9月18日（木）

（2）質問書に対する回答

質問書に対する回答は、次のとおり福岡県ホームページに掲載する。

ア 場所

「トップページ」>「目的から探す」>「入札・公募案件」>「入札・公募一覧」

※当該公告のホームページ上段

イ 期間

令和7年8月22日（金）から令和7年10月15日（水）まで

14 入札参加申込みの受付

入札に参加を希望する者は、（3）に掲げる書類を持参のうえ提出すること。

（1）申込受付期間

令和7年8月13日（水）から令和7年8月27日（水）までの県の休日を除く毎日、午前9時00分から午後5時00分（ただし、受付最終日については午後3時00分）まで

（2）受付場所

6 の部局

（3）提出書類

様式第10号「入札参加申込確認票」を参照

（4）その他

ア 提出書類の作成に係る費用は、提出者の負担とする。

イ 提出書類は、本県において無断で他の目的に使用しないものとする。

ウ 提出書類は、返却しない。

15 競争参加資格確認通知

競争参加資格の有無は令和7年9月10日（水）までに競争参加資格確認通知書により通知する。

16 競争参加資格がない決定した者に対する理由の説明

（1）競争参加資格がないと決定された者は、「福岡県建設工事における入札・契約の過程に係る苦情処理手続要領」の規定に基づき、競争参加資格がないと決定された理由について説明を求めることができる。

（2）（1）の説明を求める場合には、令和7年9月18日（木）までに書面（同要領様式第1号）を提出して行わなければならない。

（3）書面は6の部局へ持参するものとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。

（4）説明を求められたときは、令和7年9月26日（金）までに説明を求めた者に対し回答書（同要領様式第2号）により回答する。

17 入札書の日時、場所及び提出方法

（1）日時

令和7年10月15日（水）午後2時00分

（2）場所

福岡市博多区東公園7番7号

福岡県教育庁教育総務部別室（県庁行政棟4階）

（3）入札書の提出方法

ア 入札は書面により、直接提出で行う。

イ 入札書は、封筒に入れ密封し、かつ、その封皮に氏名（法人の場合はその名称又は商号）及び「10月15日開札《県立学校無線アクセスポイント移設・増設工事(3)》の入札書在中」と朱書きしなければならない。

ウ 入札執行回数は、1回とする。

エ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

18 工事費内訳書の提出

(1) 入札に際し、入札書に記載される入札金額に対応した工事費内訳書の提出を求める。

(2) 工事費内訳書は、最低限、数量、単価、金額等を明らかにすること。

(3) 入札に際し、工事費内訳書の提出がない場合は、入札に参加することができない。

19 低入札価格調査票の提出

入札に際し調査基準比較価格を下回る入札をする者（以下「低入札価格入札者」という。）は、その価格をもって契約内容に適合した履行ができると示す低入札価格調査票（以下「低入札価格調査票」という。）を提出すること。郵送又は電送による提出は認めない。

なお、低入札価格調査票の作成にあたっては低入札価格調査試行要領及び低入札価格調査資料作成要領に基づき作成すること。

20 開札

入札終了後直ちに17(2)の場所で行う。

21 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

見積金額の100分の5以上の入札保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。

ただし、次の場合は入札保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする入札保証保険契約（見積金額の100分の5以上）を締結し、その証書を提出する場合

イ 過去2年以内に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国（独立行政法人等を含む。）と同種・同規模の契約を履行（2件）したことを証明する書面を提出する場合

(2) 契約保証金

契約金額の100分の10以上の契約保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。

ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする履行保証保険契約（契約金額の100分の10以上（調査基準価格を下回った価格で契約を締結するときは100分の30以上））を締結し、その証書を提出する場合

イ 保険会社と工事履行保証契約（契約金額の100分の10以上（調査基準価格を下回った価格で契約を締結するときは100分の30以上））を締結し、その証券を提出する場合

22 入札の無効

(1) 次の入札は無効とする。

ア 金額の記載がない入札

イ 法令又は入札説明書において示した条件等入札に関する条件に違反している入札

ウ 同一入札者が二以上の入札をした場合、当該入札者のすべての入札

エ 入札者又はその代理人の記名がなく、入札者が判明しない入札

オ 金額の重複記載又は誤字若しくは脱字により、必要事項を確認できない入札

カ 入札保証金が21に規定する金額に達しない入札

キ 入札参加資格のない者、入札参加条件に反した者（入札参加の確認を受けた者で、その後開札時点において指名停止期間中である者等入札参加条件に反した者を含む。）及び虚偽の申請を行った者がした入札

ク 入札書提出時に、工事費内訳書等の提出がない入札

- ヶ 入札書に記載した入札金額に対応した工事内訳書等の提出がない入札
- ｺ 低入札価格入札者において、低入札価格調査票の提出がない入札

(2) 無効の入札を行った者を落札者としていた場合には落札決定を取り消す。

23 失格基準価格

低入札価格調査試行要領第7条に基づき、失格基準価格を下回った価格で入札を行った者は、低入札価格調査を行わずに失格とする。

(1) 算定方法

調査基準価格の110分の100に相当する金額を調査基準比較価格とし、これに100分の99を乗じ、千円未満を切り上げた額を失格基準価格とする。

(2) 計算例

$$\text{調査基準価格} = 55,005,500\text{円}$$

$$\text{調査基準比較価格} = 55,005,500 \div 1.10 = 50,005,000\text{円}$$

$$\text{失格基準価格} = \text{調査基準比較価格} \times 0.99$$

$$= 50,005,000 \times 0.99 = 49,504,950 = 49,505,000\text{円} \text{ (千円未満切り上げ)}$$

24 落札者の決定方法、落札者決定通知及び技術評価点通知

(1) 落札者の決定方法

ア 開札後は、落札者の決定を保留し入札を終了する。

イ 予定価格と失格基準価格の範囲内の価格をもって申込みをした者のうち、11(2)によって得られた評価値の最も高い者を落札候補者とする。

ウ 評価値の最も高い者が2者以上あるときは、くじにより落札候補者を決定する。

エ 落札候補者の入札価格が調査基準比較価格以上であれば、その者を落札者として決定する。

オ 落札候補者の入札価格が調査基準比較価格未満であれば、落札者の決定を保留し、低入札価格調査を実施する。

カ 低入札価格調査の結果、契約の内容に適合した履行がなされると認めたときは、その者を落札者として決定する。

キ 低入札価格調査の結果、契約の内容に適合した履行がなされないと認めたときは、その者を失格とし、その者以外の者を対象として、順次イ以降の方法により落札者を決定する。

(2) 落札者決定通知

ア 時期

(ア) 上記(1)のエにより落札者が決定した場合

令和7年10月15日（水）

(イ) 上記(1)のカ又はキの方法で、落札者が決定した場合

令和7年11月上旬頃（予定）

イ 方法

落札者が決定した場合は、直ちに入札書の提出を行った者に対し通知するとともに、当該入札結果を落札決定の翌日から6の場所において閲覧に供するほか、福岡県のホームページに掲載する方法により公表する。

(3) 技術評価点の通知

入札参加者の自者の加算点内訳については、6の部局に対して、自者からの書面（様式9号「技術評価点通知について」）による申し出（通知の郵送を希望する場合は、返信用封筒（切手貼付）を申請時に添付又は郵送すること）により情報提供を行う。申し出は、郵送又は持参により、入札参加申込み期限日までとし、入札結果公表の日から起算して5日以内（県の休日を除く。）に情報提供を行う。

ただし、入札の無効、辞退又は失格の場合は、回答しない。

なお、評価点の根拠となる審査内容及び他者の技術評価点に関することは、通知しない。

25 本工事について、調査基準価格を下回った価格で契約する場合の条件

(1) 工事請負契約書（以下「契約書」という。）第4条第3項及び第6項に規定する契約保証金の額を、請負代金額（税込み）の10分の3以上とすること。

- (2) 契約書第52条第2項に規定する違約金の額を、請負代金額（税込み）の10分の3とすること。
- (3) 本工事で配置する主任技術者又は監理技術者は専任とし、契約書第10条第2項に規定する現場代理人との兼任は認めないものとする。
- (4) 現場代理人、主任技術者及び監理技術者は、他工事との兼任は認めないものとする。なお、専任特例1号技術者、営業所技術者等及び監理技術者（専任特例2号）の配置は認めないものとする。
- 26 予定価格及び調査基準価格の事前公表の有無
有
- 27 予定価格及び調査基準価格の事前公表の場所、方法、期間及び注意事項
- (1) 場所及び方法
6に掲示
- (2) 期間
令和7年9月10日（水）から令和7年10月15日（水）までの県の休日を除く毎日、午前9時00分から午後5時00分まで
- (3) 注意事項
予定価格以下の価格で入札できない者は、入札前に辞退すること。（辞退届を提出のこと。）
- 28 人権尊重の取組
入札参加者は、人権に関する法令を遵守するとともに、自社で人権侵害が発生しないよう予防措置を講じるなど、人権尊重に取り組むよう努めるものとする。
- 29 その他
- (1) 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 入札に参加する者は、参加に当たって知り得た個人情報、事業者の情報及びその他県の情報（公知の事実を除く。）を漏らしてはならない。
- (3) 契約書作成の要否
要
- (4) 入札参加者は、地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方自治法施行令、福岡県財務規則、入札心得書、その他入札契約に関する法令を遵守すること。
- (5) 落札者は、契約書を契約担当者に提出する際に、契約書に規定する暴力団排除条項第1項各号に該当しないこと等について誓約する誓約書及び労働関係法令を遵守すること等について誓約する誓約書を提出することとし、これらの誓約書を提出しない場合は、契約を締結しないものとする。
- (6) 発注者が、競争性が確保されないと判断した場合のほかやむを得ない理由が生じた時には、入札を取り止める場合がある。
- (7) 本工事以降の他の工事の開札において、重複受注の制限が設けられた工事等落札者の決定に影響がある場合、以降の開札について、落札者の決定を保留することがある。
- (8) 申請書又は技術資料等に虚偽の記載をした場合、福岡県建設工事に係る建設業者の指名停止等措置要綱別表その2に規定する不正又は不誠実な行為として指名停止措置を講ずることがある。また、虚偽の記載をした者が行った入札は無効とし、無効の入札を行ったものを落札者としていた場合は落札者決定を取り消すことがある。
- (9) 低入札価格調査について、虚偽の書類を提出したと認められた場合は、その者の入札を無効としたうえで、福岡県建設工事に係る建設業者の指名停止等措置要綱別表その2に規定する不正又は不誠実な行為として指名停止措置を講ずることがある。